

令和3年度及び令和4年度の内部通報の運用状況について

1 行政監察員の設置状況

日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例第12条の規定に基づき、行政監察員1名を配置している。（森安紀雄氏（弁護士））

行政監察委員の職務は次のとおり。

- (1) 内部通報に係る受付、調査、調査結果の通知及び是正措置の勧告に関すること。
- (2) 不利益取扱いの申出に係る受付、調査、調査結果の通知及び是正措置の勧告に関すること。
- (3) 内部通報及び不利益取扱いの申出に関する事前相談に関すること。
- (4) 市長が是正措置を講じないとき若しくは是正措置を講じた場合の報告又は公表を行わない場合のその旨の公表に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

2 通報の状況（令和3年度）

（単位：件）

通報件数	受理件数	調査状況		取下げ件数
		実施中	実施済	
3(※1)	3	0	2(※2)	1

※1 令和3年度における不利益取扱いの申出はありません。

※2 調査実施済件数2件のうち、当該調査により通報対象事実が確認されたものは1件、通報対象事実が確認されなかったものは1件となります。

3 通報案件の概要（令和3年度）

通報案件の概要	調査等の概要
対象職員によってもたらされている長時間労働により、職員が健康を害する問題が発生している。これは、職員の処理能力を超える業務を分担させるなど、対象職員の労務管理の問題に起因するものであり、対象職員らの責任追及及び職場環境の改善を求める。	<p>通報受理：令和3年11月4日</p> <p>調査期間：令和3年11月15日から令和4年4月13日まで</p> <p>調査方法：関係書類の確認及び関係職員へのヒアリング</p> <p>調査結果：令和4年4月13日</p> <p>過重な業務を課されていたことによる職員の長時間労働及び長時間労働等に起因する体調不良の事実が認められた。</p> <p>是正勧告：○ サービス残業時間を適切に調査し、消滅時効が完成していない部分のサービス残業に相当する時間の残業代を支払うこと。</p> <p>○ 再発防止研修を行うなど再発防止に努めるとともに、パワーハラスメントを未然に予防するための</p>

	<p>教育、実態調査などを適宜行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象職員に対する懲戒処分の適用や再発防止研修を行うことを検討すること。 <p>是正措置：○ 消滅時効以外の部分（過去3年間）のサービス残業に相当する時間外手当を支給した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象職員の行為について、補足調査を実施し、職員懲戒分限審査委員会の審査を経て文書による厳重注意の措置を行うとともに、当時対象職員の上司であった職員2人に副市長から指導を行った。 ○ 対象職員に対し、令和4年12月から令和5年3月にかけて全6回の再発防止研修を実施する。 <p>是正措置の公表： 令和4年9月9日（中間報告） 令和4年12月9日（確定報告）</p>
<p>対象職員は、証明書発行手数料を発行依頼者から徴収すべきところ、事務処理を怠り、自費で支払処理をした。ことについて、市から何らの処分が下されないのは平等に反するので、対象職員に対し、市が相応の処分を行うことを求める。</p>	<p>通報受理： 令和3年11月30日</p> <p>調査期間： 令和3年12月3日～令和3年12月28日</p> <p>調査方法： 関係書類の確認及び関係職員へのヒアリング（書面での質問を含む。）</p> <p>調査結果： 令和4年1月12日 通報対象事実は認められなかった。</p> <p>是正勧告： 無し</p>
<p>市は、懲戒処分を受けたパワーハラスメント加害者を異動させていない。このことは被害者の保護を怠り、被害者に多大な精神的苦痛を与えているため、当該パワーハラスメント加害者の異動を求める。</p>	<p>通報受理： 令和3年12月20日</p> <p>調査期間： 通報受理後、令和4年4月24日に通報者から通報を取上げる旨の申し入れ（電子メールによる）があったため、同日付けでそれを受理し、取下げとなった。</p>

4 通報の状況（令和4年度）

（令和5年3月21日現在）（単位：件）

通報件数	受理件数	調査状況		取下げ件数
		実施中	実施済	
1(※1)	1	0	1(※2)	0

※ 令和4年度における不利益取扱いの申出はありません。

※ 調査結果については、調整中

5 通報案件の概要（令和4年度）

通報案件の概要	調査等の概要
<p>(1) 退職の手續きに関して対象職員からハラスメント的な対応をされた。</p> <p>(2) 予定されていた勤務日に対象職員から一方的に勤務しなくてよいと言われ勤務できなかった。</p> <p>(1)については調査を実施し、(2)についてはその分の給与を支払うことを求める。</p>	<p>通報受理：令和4年8月29日</p> <p>調査期間：令和4年9月13日から令和5年2月28日まで</p> <p>調査方法：関係書類の確認及び関係職員へのヒアリング (以下は調整中のため、次回報告とする)</p>